

第六章 意見公募手続等

第三十八条 (命令等を定める場合の一般原則)

命令等を定める機関又は、閣議の決定により命令等が定められる場合にあっては、当該命令等の立案をする各大臣、これら「命令等制定機関」は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

- 2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

第三十九条 (意見公募手続)

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、命令等で定めようとする内容を示す当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、情報を含む意見の提出先及び意見の提出のための「意見提出期間」を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

- 2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。
- 3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
 - 一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による「意見公募手続」を実施することが困難であるとき。
 - 二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。
 - 三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

- 四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条（設置）第一項 若しくは第二項 若しくは国家行政組織法第三条（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）第二項 に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条（設置） 若しくは第五十四条（審議会等） 若しくは国家行政組織法第八条（審議会等）に規定する機関、これら「委員会等」の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。
- 五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。
- 六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。
- 七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。
- 八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

第四十条 （意見公募手続の特例）

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条（意見公募手続）第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

- 2 命令等制定機関は、第三十九条（意見公募手続）第四項第四号に該当する以外の場合に、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条（意見公募手続）第一項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

第四十一条 （意見公募手続の周知等）

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

第四十二条 （提出意見の考慮）

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての「提出意見」を十分に考慮しなければならない。

第四十三条 （結果の公示等）

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、公布をしないものにあつては、公にする行為と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 命令等の題名
 - 二 命令等の案の公示の日
 - 三 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
 - 四 （意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）提出意見を考慮した結果及びその理由
- 2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 3 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部

を除くことができる。

- 4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかったこととした場合には、命令等を定めなかった旨、また、別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、別の命令等の案について意見公募手続を実施する旨、並びに第一項第一号（命令等の題名）及び第二号（命令等の案の公示の日）を速やかに公示しなければならない。

5 命令等制定機関は、第三十九条（意見公募手続）第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布又は公にする行為と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

- 一 命令等の題名及び趣旨
- 二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

第四十四条 （準用）

第四十二条（提出意見の考慮）の規定は第四十条（意見公募手続の特例）第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定める場合について、前条（結果の公示等）第一項から第三項までの規定は第四十条（意見公募手続の特例）第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合について、前条（結果の公示等）第四項の規定は第四十条（意見公募手続の特例）第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めなかったこととした場合について準用する。

・命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に委員会等に対し提出された当該命令等の案についての「提出意見」を十分に考慮しなければならない。

・命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、公布をしないものにあつては、公にする行為と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 命令等の題名
 - 二 委員会等が命令等の案について公示に準じた手続を実施した日
 - 三 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
 - 四 （委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）提出意見を考慮した結果及びその理由
- 2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 3 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合には、命令等を定めない旨、また、別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、別の命令等の案について意見公募手続を実施する旨、並びに第一項第一号（命令等の題名）及び第二号（委員会等が命令等の案について公示に準じた手続を実施した日）を速やかに公示しなければならない。
- 5 命令等制定機関は、第三十九条（意見公募手続）第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布又は公にする行為と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

- 一 命令等の題名及び趣旨
- 二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

第四十五条 （公示の方法）

第三十九条（意見公募手続）第一項並びに第四十三条（結果の公示等）第一項、第四項及び第五項、並びに第四十四条（準用）において第四十三条（結果の公示等）第一項及び第四項を読み替えて準用する規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

- 2 前項の公示に関し必要な事項は、総務大臣が定める。